

ID: 119

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用料の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ふれあいセンター条例 第10条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第108号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由により使用を中止した場合に市長が適当と認めたときは、既納の使用料の一部又は全部を返還することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日